

社会福祉法人 太陽の里

指定介護予防認知症対応型通所介護

デイサービスセンター

なごやか

重要事項説明書

令和7年3月1日

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(松阪市指定 第2490700065号)

当事業所は利用者に対して指定介護予防認知症対応型通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたい事について次の通り説明します。

当事業所の利用は、原則として要介護認定の結果『要支援』と認定された方が対象ですが、まだ認定を受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2. 事業所概要・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3. 職員の配置状況・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金・・・・・・・・	3
5. 苦情の受付について・・・・・・・・・・・・・・・・	6
6. 事故発生時の対応について・・・・・・・・・・・・・・・・	7
7. 緊急時における対応・・・・・・・・・・・・・・・・	7
8. 身体拘束廃止について・・・・・・・・・・・・・・・・	7
9. 損害賠償について・・・・・・・・・・・・・・・・	7
10. 貴重品等の管理について・・・・・・・・・・・・・・・・	7
11. 衛生管理・・・・・・・・・・・・・・・・	7
12. 非常時災害対策・・・・・・・・・・・・・・・・	7
13. 守秘義務と個人情報の利用について・・・・・・・・	8
14. サービス提供における事業者の義務・・・・・・・・	8
15. サービス利用に関する留意事項・・・・・・・・	8

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 太陽の里
(2) 所在地 三重県松阪市若葉町80-5
(3) 電話番号 0598-51-2555 FAX51-8038
(4) 代表者氏名 理事長 中井 大樹
(5) 設立年月 平成9年7月18日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 介護予防認知症対応型通所介護
(2) 事業所の名称 デイサービスセンターなごやか
(3) 所在地 三重県松阪市垣鼻町 1638-17
(4) 電話番号 0598-25-1133
(5) 管理者氏名 奥田 加代子
(6) 運営方針 利用者が有する能力に応じて、可能な限り自立した日常生活を営む事が出来るようご支援します。
(8) 開設年月日 平成20年7月1日
(9) 営業日及び営業時間、サービス提供時間

営業日	月曜日から土曜日（年末年始除く）
受付時間	月曜日から土曜日 8:30～17:30
営業時間	月曜日から土曜日 8:30～17:30
サービス提供時間	月曜日から土曜日 9:15～16:30

- (11) 利用定員 12人
(12) 建物の構造 鉄骨平屋建
(13) 建物の延べ床面積 230.26㎡

3 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定認知症対応型通所介護サービスを提供するため、次の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	職員配置	指定基準
1. 管理者	常勤兼務 1名	1名
2. 生活相談員	常勤兼務 3名 非常勤兼務 2名	6名
3. 看護職員又は介護職員	常勤専従 1名 常勤兼務 1名 非常勤専従 4名 非常勤兼務 3名	9名
4. 機能訓練指導員	非常勤兼務 1名	1名

＜主な職種の勤務体制＞

職種	勤務体制
1. 管理者	日 勤 : 8:30～17:30
2. 生活相談員	日 勤 : 8:30～17:30
3. 看護職員又は介護職員	日 勤 : 8:30～17:30
	遅 番 A : 9:00～18:00
	遅 番 B : 9:30～18:30
4. 機能訓練指導員	日 勤 : 8:30～17:30

4 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して次のサービスを提供します。

(1) 介護保険給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（法令等で定められた負担割合）が介護保険から給付されます。

【サービスの概要】

ア 入浴介助

■入浴又は清拭を行います。寝たきりの方も機械浴槽を使用し入浴できます。

イ 食事介助

■利用者の食事の介助を行います。

ウ 排泄介助

■利用者の排泄の介助を行います。

エ 送迎

■自宅と事業所間の送迎を行います。車椅子や寝たきりの方でも専用車両を使用して送迎することができます。

送迎区域・・松阪市久保中学校・殿町中学校・鎌田中学校全区域。その他区域は要相談。

オ 機能訓練

■看護職員又は看護職員の指導を受けた介護職員が、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るために必要な機能の回復及びその減退を防止する為の訓練を実施します。

カ 健康管理

■看護職員が健康管理を行います。

【サービス利用料金（1日あたり）】

利用者は次の料金表に基き、要介護度に応じたサービス利用料金の自己負担額をお支払い下さい。（利用料金は要介護度及びサービスの種類により異なります）

◎なごやかサービス利用料金一覧表

・法令等で定められた負担割合でのお支払いとなります

介護度		要支援 1	要支援 2
基本料金	3～4時間	475円	526円
	4～5時間	497円	551円
	5～6時間	741円	828円
	6～7時間	760円	851円
	7～8時間	861円	961円
各種加算		☐ 入浴介助加算 =40円/日 利用日に入浴サービスを実施した場合 ☐ サービス提供体制強化加算（Ⅱ）=18円/日 ☐ 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位数に18.1%を乗じた単位 ☐ 事業所が送迎を行わない場合の減算 片道につき47円の減算	

※要介護認定を受けていない利用者は、一旦、サービス利用料金の全額をお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。

※償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要な事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。法令の変更により介護保険の給付額に変更があった場合は、変更された額に合わせてご契約者の負担額を変更します。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス

次のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

【サービス概要と利用料金】

ア 食事

■当事業所では、栄養士（管理栄養士）が立てた献立表により、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好等を考慮した食事を提供します。

	食事提供時間	食事代
昼食	12:00～13:00	<u>540円</u>

おやつ	15:00~15:30	100円
-----	-------------	------

イ レクリエーション

- 利用者の希望に基きレクリエーションに参加していただくことができます。…………… 材料費等の実費をいただく場合があります

ウ 日常生活上必要となる諸費用実費

- 利用者が日常生活必要とする下記の物品代金については、ご契約者に負担していただきます。
- ・おむつ代等…………… **実費**

その他ご利用者にご負担いただくのが適当と思われるもの…………… **実費**

※経済状況等著しい変化、その他や止むを得ない事由がある場合は、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更内容と変更事由についてご説明します。

◎サービス利用料金（1日あたり）のめやす

①基本料金	+	②入浴介助加算 40円	+	介護職員処遇改善加算 (①+②)×18.1%	=	③合計

③	+	昼食・おやつ代	=	1日利用料

※上記料金は目安であり、実際は基本料金と加算分の1ヶ月合計に、介護職員処遇改善加算を乗じた金額の請求になります。

(3) 利用料金のお支払方法

前記(1)(2)の料金・費用は、1ヶ月単位で計算し、請求させていただきます

ます。なお、お支払いについては、請求の日から2週間以内に以下のいずれかの方法でご精算をお願いいたします。

ア 事業所へ現金にて直接お支払い

イ 口座振替

桑名三重信用金庫	毎月15日振替
その他金融機関	毎月20日振替

(4) 利用の中止、変更、追加

ア 利用者の希望により、通所介護サービスの提供を中止・変更・追加することは可能です。この場合、サービス提供予定日の前日までに事業所に申し出て下さい。

イ 利用の中止、変更、追加に伴い食事の取り消しが必要な場合があります。食事を取り消す場合、当日の午前10時までに連絡をいただけなかったときは、その費用をお支払いいただきます……………**実費**

ウ サービス利用を変更、追加の申し出があったとき、事業所の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができないときは、利用者及びその家族に他の利用可能日を提示するなど検討させていただきます。

エ 利用者がサービスを利用している最中であっても、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5 苦情の受付について（契約書第23条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情及びご相談窓口は、次のとおりです。

- 受付時間 毎週月曜日～日曜日／8：30～17：30
- 苦情受付窓口（担当者） 生活相談員
- 解決責任者（担当者） 管理者

また、施設内に苦情受付ボックスを設置していますのでご利用ください。

(2) 行政機関その他苦情受付期間

松阪市役所健康福祉部 介護保険課	所在地 : 松阪市殿町 1340-1 電話番号 : (0598)53-4190 受付時間 : 毎週月～金 8：30～17：00 ※祝日と年末年始を除く
国民健康保険団体連合会 苦情処理専用電話	所在地 : 津市桜橋2丁目96 電話番号 : (059)222-4165 受付時間 : 毎週月～金 8：30～17：00
三重県社会福祉協議会	所在地 : 津市桜橋2丁目31 電話番号 : (059)227-5145 受付時間 : 毎週月～金 8：30～17：00

6 事故発生時の対応について

サービス提供中、利用者に事故が発生した場合は、家族、身元引受人及び居宅介護支援事業者、県・市町村等に連絡し、必要な措置を講じます。

7 緊急時における対応

サービス提供中、利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医或いは救急病院へ連絡し適切な処置を講じます。

8 身体拘束廃止について

身体拘束廃止委員会を設置し、身体拘束廃止に努めます。

9 虐待防止について

事業者は利用者の人権の擁護、虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催
- (4) その他、虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、サービス提供中に、当該を受けたと思われる利用者を発見等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

10 損害賠償について

○ 当事業所において、利用者に損害が生じた場合、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

○ ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合は、利用者の心身の状況等を勘案して相当と認められた場合は、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

加入保険	介護保険・社会福祉事業者総合保険（あいおいニッセイ同和損保）
------	--------------------------------

11 貴重品等の取扱いについて

当事業所利用に際し、利用者が現金及び貴重品等を持ち込まれる場合、原則としてご利用者の自己管理とさせていただきます。サービス利用中に自己管理にかかる現金及び貴重品の紛失等が発生した場合、当事業所は責任を負いません。

また、ご利用者様の状態を勘案して、やむを得ない場合に限り事務所金庫にて貴重品等をお預かりさせていただきます。ご希望の場合は事務所までお申し付け下さい。

12 衛生管理

利用者が使用する食器その他の設備又は飲用水等については、定期的に消毒を施すなど衛生上必要な措置を講じます。

医薬品及び医療用器具の管理を適正に行う従業者等は、感染症などに関する知識の習得に努め、当該施設において感染症が発生、若しくは蔓延しないように必

要な措置を講じます。

1 3 非常災害対策

施設利用中に天災その他災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講じます。また管理者は、平素から災害発生時の避難方法、協力機関等との連携を図るなど最善の努力を行います。

1 4 守秘義務と個人情報の利用について

- (1) 事業者及び従業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族ならびに身元引受人の個人情報を正当な理由なく第三者に漏洩しません。
- (2) 知り得た利用者及び契約者の個人情報は、次の場合、利用できるものとします。

- ア デイサービスの利用の手続き
- イ 介護保険請求の手続き
- ウ 医療機関への情報提供（受診が必要なとき）
- エ 介護保険事業所への情報提供
- オ ケアプラン作成、カンファレンス
- カ 損害保険への情報提供（必要時）
- キ 介護サービス提供の基礎資料
- ク 事業所での掲示物への利用（レクリエーションの写真掲示等）
- ケ 広報誌等の関係機関への配布（※関係機関：地域包括支援センター等の介護保険関係事業所及び所属自治会等）
- コ 法律にて利用が許可されている事項

1 5 事業者の義務

当事業所は、サービス提供にあたり、次のことを遵守します。

- ア 利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- イ 利用者の体調、健康状態を確認するため、医師又は看護職員と連携し、契約者から利用者の健康状態等を聴取します。
- ウ 利用者に提供したサービス記録を作成し保管（2年間）します。
- エ 利用者及び身元引受人等から複写物の交付請求があった場合は、複写物を交付します。
- オ 利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- カ サービス提供時において、利用者の体調等に急変が生じた場合は、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。

1 6 サービス利用に関する留意事項

当事業所の利用にあたって、サービスを利用されている利用者の安全性を図

るため、次の事項について遵守願います。

(1) お菓子等の持ち込みについて

利用者がお菓子を多量に摂取したり、他の利用者に配ったりすることのないように、お菓子等の持ち込みは極力避けますようお願いいたします。また自己管理できない方は職員が管理させていただきます。

(2) 建物・設備の使用上の注意

- ア 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。
- イ 故意又は不注意により、施設、設備を壊したり、汚損した場合は、契約者は自己負担で現状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いただく場合があります。
- ウ 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような行為をし、又は施設内で宗教活動、政治活動、営利活動を行ったりことはできません。
- エ ペットの持ち込みはできません。

(3) 喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

(4) 緊急時の対応について

利用中に発熱等体調の変化が見られた場合、利用者の家族又は身元引受人が送迎して医療機関で受診していただくようお願いいたします。（緊急性の高い場合は救急車を要請いたします）また、受診後、同日にはサービスを受ける事はできません。

※施設は医療機関等自宅以外の場所への送迎を、出来ない事になっております。

(5) 送迎時の注意事項

送迎時間については、数名のご利用者を同じ時間帯に迎えに行くため、その日の利用状況や交通状況により時間のずれが生じる事がありますので ご了承下さい。

(6) 携帯電話の使用について

利用者様の中にはペースメーカーを装着されている方がいますので、携帯電話の使用を制限させていただきます。持ち込みについては、個人のロッカーへ入れ、マナーモードにさせていただきます。使用については玄関ホールのみ使用可能とします。

(7) 第三者評価の実施状況

実施の有無： 有 ☒ 無 ☐

指定介護予防認知症対応型通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基
づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

説明者職名_____

氏名_____印

事業者から重要事項の説明を受け、指定介護予防認知症対応型通所介護サービスの
提供開始に同意しました。

(利用者)

契約者 住所_____

氏名_____印

代筆者 氏名_____印

身元引受人 住所_____

氏名_____印

この重要事項説明書は、厚生労働省令及び松阪市条例の規定に基づき、利用申込者又はその代理人 への重要事項説明のために作成したものです。
